平成２１年（フ）第５０６号
神奈川県南足柄市和田河原246番地の１
債務者　福田　勝義
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３１８号
石川県河北郡津幡町字七黒リ10番甲地、従前の住所名古屋市守山区桔梗平１丁目911番地セゾンコート101号
債務者　道村　春香
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３１９号
金沢市新神田２丁目４番６号　メゾン・ヌーボー５―108号室、従前の住所石川県小松市東町56番地３
債務者　土清水重子
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６９号
神奈川県藤沢市石川６丁目４番地の９　アクシス湘南301号室、従前の住所金沢市昭和町21番10号
債務者　尾田　　充
１　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１３８３号
名古屋市中区栄４丁目15番14号　栄ハイホーム412号
債務者　だいごろうこと　清水　俊勇
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７１５号
名古屋市守山区天子田１丁目1912番地　グランドメゾン天子田103号
債務者　松田　知之
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７９４号
名古屋市南区松城町１丁目９番地の１　レインボー笠寺101号
債務者　大久保　司
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７９８号
名古屋市西区数寄屋町７番11号　市営城見荘202号、住民票上の住所名古屋市西区城西５丁目26番21号　ビラ山内301号
債務者　津村　正力
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９１８号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅１棟406号室
債務者　衛藤加世子
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１５号
山口県美祢市豊田前町麻生下311番地
債務者　岩見　竜司
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第７９号
福岡県大牟田市大字手鎌738番地
債務者　原田　靖之
１　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８０号
福岡県大牟田市鳥塚町11番地９
債務者　岩本トメ子
１　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１０２４号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山３丁目６番３号　トワ　ヴェールＣ棟202号
債務者　小野　常久
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２８号
仙台市太白区秋保町湯元字寺田原40番地の４　ホテルきよ水社員寮210
債務者　藤田　智美
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
新潟県新潟市東区猿ケ馬場２丁目５番10号
債務者　風間　　宏
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５３号
新潟県新潟市東区東中島３丁目９番11号
債務者　五十嵐浩史
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６６号
新潟県新潟市中央区弁天橋通２丁目29番16号　モン・アミＡ101号
債務者　谷内　　亨
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
新潟地方裁判所民事部